

|        |       |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和4年度 |
| 計画主体   | 北斗市   |

## 北斗市鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 北斗市経済部農林課  
所在地 北斗市本町1丁目1-1  
電話番号 (0138)77-8811  
FAX番号 (0138)77-9825

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |             |
|------|-------------|
| 対象鳥獣 | ヒグマ・エゾシカ・トド |
| 計画期間 | 令和5年度～令和7年度 |
| 対象地域 | 北斗市内全域      |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状                        |         |
|-------|------------------------------|---------|
|       | 品目                           | 被害数値    |
| ヒグマ   | 人参、デントコーン、水稻                 | 402千円   |
| エゾシカ  | 山地の畑や山林での目撃があり、食害が出ている状態である。 | 1,353千円 |
| トド    | 漁網、水産物 ※水産物は漁具被害による休漁被害      | 0千円     |

(2) 被害の傾向

|      |  |
|------|--|
| ヒグマ  | 例年夏期から秋期にかけて市内の山地に隣接する農業地区を中心に出没する傾向にあり、人参、水稻、デントコーン、果実などに被害が及んでいる。また、ここ数年、山間部にある牧場での家畜被害も懸念されている。     |
| エゾシカ | これまで山地の畑地等で目撃情報が多かったものが、近年では市西部の畑地や市街地付近まで出没が見られるようになり、播種後の苗や小豆等への被害も発生するなど被害は増加傾向にあり、今後のさらなる増加が懸念される。 |
| トド   | 近年は被害の情報は無いものの、冬～春期にかけて目撃されていることから、いつ被害が発生してもおかしくない状況にある。  |

(3) 被害の軽減目標

| 指標   | 現状値（令和4年度） | 目標値（令和7年度） |
|------|------------|------------|
| 被害金額 | 1,755千円    | 現状値の30%軽減  |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

|                   | 被害防止対策  | 課題  |
|-------------------|---|---|
| ヒグマ捕獲等に関する取組      | これまで、経験のある実施隊員等と出没状況把握を行い、出動体制等についての意見交換を行いつつ、継続的に出没する個体や人身被害の恐れのある場合に、銃器や箱わなにより捕獲してきた。 | 実施隊員の経験とより一層の協力が不可欠であるが、将来的に実施隊員の高齢化等に対応するための担い手育成が必要である。                                   |
| ヒグマ防護柵の設置等に関する取組  | ヒグマによる農作物の食害等の軽減を図るため、令和4年度より鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、防護柵の設置を行った。                              | 被害に遭っている農業者に対して、電気柵の効果を周知し、設置数の増加を図っていくことが必要である。<br>また、誘引物の除去管理等の徹底の指導を図っていくことが必要である。       |
| エゾシカ捕獲等に関する取組     | 現在、被害の大きい畑地などを実施隊員の協力を得ながら、定期的に巡回し、必要に応じて銃器等により捕獲している。                                  | 個体数を増やさないよう、被害や出没の状況を確認しながら計画的な捕獲を行っていくことが必要である。  |
| エゾシカ防護柵の設置等に関する取組 | エゾシカによる農作物の食害等の軽減を図るため、令和4年度より鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、防護柵の設置を行った。                             | 被害に遭っている農業者に対して、電気柵の効果を周知し、設置数の増加を図っていくことが必要である。<br>また、誘引物の除去管理等の徹底の指導を図っていくことが必要である。       |
| トド捕獲等に関する取組       | 北海道連合海区漁業調整委員会による採捕承認及び北海道と協議し、津軽海峡域で駆除を実施している。   | 広域的な捕獲は行っているが、北斗市内ではトドの捕獲経験者がおらず、目撃情報等があっても対応できない現状である。<br>また、捕獲と並行して強化網の導入について検討していく必要がある。 |

(5) 今後の取組方針

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施隊員の高齢化等に伴い、鳥獣を捕獲する担い手の育成を図る。</li> <li>・ヒグマ・エゾシカについては、電気柵の設置及びその普及や、生ゴミ・廃棄野菜等の誘引物の除去管理等の徹底を図るなど、被害の未然防止対策を講じ、それでもなおかつ出没する場合には銃器やわなを用いて捕獲することとする。</li> <li>・トドについては、準絶滅危惧種であることを留意し、漁業に与える被害を防ぐために最小限の駆除を行えるよう実施隊員の育成・確保等について推進していくとともに、被害防止対策として地域の漁業形態に沿った強化網の導入や追い払い活動についても検討していく。</li> </ul> |
|--|

### 3. 対象鳥獣の捕獲に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成28年4月に北斗市鳥獣被害対策実施隊員を任命し、今後は、農林水産業被害を最小限に抑えるため、同実施隊による捕獲を計画的、効果的に実施する。

また、北斗市鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、関係機関と連携を図り、農林水産業被害情報の把握と共有に努め、より効果的な捕獲に取り組む。

#### (2) その他捕獲に関する取組

| 年 度   | 対象鳥獣              | 取 組 内 容   |
|-------|-------------------|---|
| 令和5年度 | ヒグマ<br>エゾシカ<br>トド | 防護柵の設置の推進・実施隊員の育成<br>くくりワナの整備・防護柵の設置の推進<br>トド捕獲に係る技術講習会等の推進 |
| 令和6年度 | ヒグマ<br>エゾシカ<br>トド | 防護柵の設置の推進・実施隊員の育成<br>くくりワナの整備・防護柵の設置の推進<br>トド捕獲に係る技術講習会等の推進 |
| 令和7年度 | ヒグマ<br>エゾシカ<br>トド | 防護柵の設置の推進・実施隊員の育成<br>くくりワナの整備・防護柵の設置の推進<br>トド捕獲に係る技術講習会等の推進 |

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数の設定の考え方 |  |
|--------------|--|
| ヒグマ          | 「北海道ヒグマ管理計画」に沿った形で繰り返しの出没や人身事故の恐れの高い問題個体については的確かつ迅速に捕獲するよう努める。<br>なお、令和5年度以降の捕獲計画数としては、過去の許可捕獲数に基づいた見込み計画数として、引き続き15頭の設定とする。 |
| エゾシカ         | 「北海道エゾシカ管理計画」に基づき、被害の拡大と個体数の増加を抑えるよう計画的な捕獲を行う。<br>現在、市内での農業被害や捕獲数が増加傾向にあるため、個体数の急増に伴う被害を未然に防止するため、当面過去の許可捕獲数に基づいた計画数を設定する。   |
| トド           | 捕獲目標は特に定めず、漁業被害の状況に応じて、北海道連合海区漁業調整委員会及び北海道と協議をしながら実施する。  |

| 対象鳥獣  | 捕獲計画数等 |       |       |
|---|--------|-------|-------|
|   | 令和5年度  | 令和6年度 | 令和7年度 |
| エゾシカ  | 70頭    | 70頭   | 70頭   |
| ヒグマ   | 15頭    | 15頭   | 15頭   |
| 捕獲等の取組内容  |        |       |       |
| <p>・ヒグマについては、市内全域において、例年春期から秋期にかけて出没が見られ、状況把握やパトロールを実施するとともに、繰り返しの出没や人身事故の恐れの高い問題個体については、銃器、箱わな等を用いて的確かつ迅速に捕獲する。</p> <p>・エゾシカについては、市内全域において食害等が増加傾向にあることから、パトロールを強化し銃、くくりワナ等を用いて捕獲をおこない、急激な数の増加の抑制に努める。</p> <p>・トドについては、冬期から春期において北海道と協議しながら銃器を用いて捕獲する。</p> |        |       |       |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| 市内全域 | エゾシカ |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣        | 整備内容   |        |        |    |
|-------------|--------|--------|--------|----|
|             | 令和5年度  | 令和6年度  | 令和7年度  | 備考 |
| ヒグマ<br>エゾシカ | 防止柵の整備 | 防止柵の整備 | 防止柵の整備 |    |
| トド          | 強化網の整備 | 強化網の整備 | 強化網の整備 |    |

(2) その他被害防止に関する取組

| 年度    | 対象鳥獣              | 取組内容   |
|-------|-------------------|--|
| 令和5年度 | ヒグマ<br>エゾシカ<br>トド | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ゴミや農作物の収穫残さ等の適正管理の周知徹底を図る。</li> <li>・漁業者による海域の監視活動を実施することにより、早期発見に努める。</li> </ul> |
| 令和6年度 | ヒグマ<br>エゾシカ<br>トド | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ゴミや農作物の収穫残さ等の適正管理の周知徹底を図る。</li> <li>・漁業者による海域の監視活動を実施することにより、早期発見に努める。</li> </ul> |
| 令和7年度 | ヒグマ<br>エゾシカ<br>トド | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ゴミや農作物の収穫残さ等の適正管理の周知徹底を図る。</li> <li>・漁業者による海域の監視活動を実施することにより、早期発見に努める。</li> </ul> |

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関の名称      | 役割                               |
|--------------|----------------------------------|
| 渡島総合振興局環境生活課 | 指導・助言、捕獲の許可                      |
| 北斗市役所        | ハンターへの出動要請、学校・公共施設・町内会等への広報、連絡調整 |
| 北海道警察（中央警察署） | 通報受付、現場の安全確保、付近住民への広報            |
| 北斗市鳥獣被害対策実施隊 | 現場の巡回、捕獲活動                       |

(2) 緊急時の連絡体制

|                   |
|-------------------|
| 別紙 緊急時の連絡フロー図のとおり |
|-------------------|

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

|                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
| 被害防止対策協議会の名称    | 北斗市鳥獣被害防止対策協議会               |
| 構成機関の名称         | 役割                           |
| 北斗市役所           | 協議会の連絡調整及び農林漁業者や地域住民に対する啓発活動 |
| 新函館農業協同組合大野基幹支店 | 農業被害状況調査 被害予防策推進 わな猟免許取得促進   |
| 上磯郡漁業協同組合       | 漁業被害状況調査 被害予防策推進             |
| はこだて広域森林組合      | 林業被害状況調査 被害予防策推進             |
| 北斗市町会連合会        | 地域ぐるみによる被害防止対策推進             |
| 北斗市鳥獣被害対策実施隊    | 鳥獣の生態等に関する助言 有害鳥獣の捕獲         |
| 鳥獣保護監視員         | 鳥獣全般に関する助言及び情報提供             |
| 株式会社 MOMIJI     | 捕獲した鳥獣の食肉利用                  |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称          | 役 割                        |
|------------------|----------------------------|
| 渡島総合振興局農務課       | 実施に関する情報提供及び技術的助言援助 農業被害把握 |
| 渡島総合振興局環境生活課     | 実施に関する情報提供及び技術的助言援助 被害状況把握 |
| 渡島総合振興局水産課       | 実施に関する情報提供及び技術的助言援助 水産被害把握 |
| 渡島農業改良普及センター     | 農業被害実態把握 情報提供 農家に対する指導助言   |
| 渡島東部森林室          | 林業被害実態把握 情報提供 林家に対する指導助言   |
| 渡島中部地区水産技術指導普及所  | 水産被害実態把握 情報提供 漁家に対する指導助言   |
| みなみ北海道農業共済組合道南支所 | 鳥獣被害情報の提供                  |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年4月に編成。北斗市鳥獣被害対策実施隊設置要綱策定。同要綱等により鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

上磯郡漁業協同組合は木古内町、知内町も所轄区域のため、トド駆除・追払いにあたっては、両町と緊密に連携することとする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| ヒグマ  | 試料提供後、皮や肉については有効活用し、それ以外は焼却処理する。  |
| エゾシカ | ジビエ加工処理施設により肉として利活用し、それ以外は焼却処理する。 |
| トド   | 皮や肉については有効活用し、それ以外は焼却処理する。        |

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲したエゾシカを食肉として利用するため、ジビエ加工処理施設の稼働を目指している。年間の処理頭数としては有害鳥獣駆除で70頭、狩猟期捕獲で230頭、計300頭を目標としている。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし

# 別紙 緊急時の連絡体制フロー図

